

令和2年広島県議会12月定例会に提案された  
教育委員会関係の議案に対する意見について

令和2年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年12月23日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

令和2年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

- (1) 令和2年度教育委員会関係補正予算案…………… P 7～16
- (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案…………… P17～34
- (3) 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案…………… P35～40
- (4) 権利の放棄について…………… P41～49

3 臨時代理年月日

令和2年12月4日…(1)～(3)

令和2年11月27日…(4)

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条  
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

- (2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

令和2年広島県議会12月定例会提案事項

1 令和2年度一般会計補正予算

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	32,434,506	△ 304,466	32,130,040
諸収入	808,973	△ 4,829	804,144
教育委員会計	43,752,243	△ 309,295	43,442,948

(2) 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
教 育 費	教育総務費	5,925,972	△ 104,481	5,821,491
	小学校費	56,374,086	△ 192,859	56,181,227
	中学校費	33,545,828	△ 92,919	33,452,909
	高等学校費	52,503,778	△ 192,256	52,311,522
	特別支援学校費	17,315,385	△ 39,309	17,276,076
	社会教育費	1,352,259	△ 14,110	1,338,149
	保健体育費	406,672	△ 1,952	404,720
教育委員会計		167,515,077	△ 637,886	166,877,191

【要求内容】

- 修学旅行キャンセル料補助事業(県立学校分) 36,544千円
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止等した県立学校において、保護者の経済的な負担軽減のため、キャンセル料(企画料相当額)を支援
- 給与改定に伴う補正 △334,636千円
  - ・令和2年4月の公民較差等に基づく給与改定

## 歳出内訳(今回補正分)

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
(款) 教育費				
(項) 教育総務費				
1 教育委員会費	38,782	△ 573	38,209	1. 給与改定に伴う補正 △ 73 2. 委員会運営費 △ 500
2 事務局費	3,121,119	△ 5,978	3,115,141	1. 給与改定に伴う補正 △ 5,978
3 教職員人事費	51,585	△ 5,736	45,849	1. 教職員人事管理費 △ 5,736
4 教育指導費	2,353,943	△ 90,237	2,263,706	1. 学校教育指導費 △ 7,886 2. 義務教育改革推進事業費 △ 3,320 3. 教育情報化推進事業費 △ 74,128 4. 国際化教育推進事業費 △ 4,296 5. 教育センター費 △ 607
6 福利厚生費	360,543	△ 1,957	358,586	1. 教職員健康管理費 △ 1,957
(項) 小学校費				
1 教職員費	56,374,086	△ 192,859	56,181,227	1. 給与改定に伴う補正 △ 132,776 2. 非常勤講師報酬等 △ 51,507 3. 教職員等旅費 △ 8,576
(項) 中学校費				
1 教職員費	33,545,828	△ 92,919	33,452,909	1. 給与改定に伴う補正 △ 74,633 2. 非常勤講師報酬等 △ 12,786 3. 教職員等旅費 △ 5,500
(項) 高等学校費				
1 高等学校総務費	40,208,054	△ 184,536	40,023,518	1. 給与改定に伴う補正 △ 87,035 2. 非常勤講師報酬等 △ 88,150 3. 教職員等旅費 △ 8,783 4. 高等学校入学者学力検査費 △ 568
2 高等学校管理費	12,295,724	△ 7,720	12,288,004	1. 学校運営費 30,615 2. 学校改修整備費 △ 38,335
(項) 特別支援学校費				
1 特別支援学校費	17,315,385	△ 39,309	17,276,076	1. 給与改定に伴う補正 △ 32,222 2. 非常勤講師報酬等 △ 2,827 3. 教職員等旅費 △ 4,613 4. 学校運営費 353
(項) 社会教育費				
1 社会教育総務費	820,652	△ 7,667	812,985	1. 給与改定に伴う補正 △ 1,919 2. 青少年教育費 △ 5,248 3. 文化振興費 △ 500
2 文化財保護費	170,719	△ 5,000	165,719	1. 文化財保存事業費補助金 △ 5,000
3 文化施設費	360,152	△ 1,322	358,830	1. 図書館費 △ 1,322
4 人権教育推進費	736	△ 121	615	1. 人権教育推進費 △ 121
(項) 保健体育費				
1 保健体育総務費	390,281	△ 1,952	388,329	1. 学校保健体育費 △ 1,952
教育委員会 計	167,515,077	△ 637,886	166,877,191	

# 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業見直し（フォローアップ）について

令和2年12月4日  
教育委員会

## 1 概要

今後の更なる新型コロナウイルス感染症対策や経済の低迷などによる税収減への備えなど、様々な課題に時機を逃さず、迅速かつ適切に対応するため、全庁において令和2年5月に実施した事業見直しに係るフォローアップ（第2回）を実施した。

## 2 見直し結果（一般会計分）

新型コロナウイルス感染症緊急対応等の補正予算を含む全事業を対象とし、直近の社会経済情勢の変化や事業の進捗状況などを踏まえて、幅広く見直しを行った。

（単位：千円）

区 分	9月補正後予算額	【事業見直し分】 12月補正予算額
一 般 事 業	163,014,907 (123,732,336)	▲ 65,339 (▲ 56,803)
新型コロナウイルス感染症緊急対応	4,500,170 (30,498) [3,824,267]	▲ 274,455 [▲ 303,465]
一 般 会 計 計	167,515,077 (123,762,834) [3,824,267]	▲ 339,794 (▲ 56,803) [▲ 303,465]

※ 表中のカッコ書きは、（ ）は一般財源、〔 〕は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額

## 《 参考：事業見直し累計額 》

（単位：千円）

区 分	5月補正（追加 分）予算額	9月補正 予算額	12月補正 予算額	累計額
一 般 事 業	▲ 1,233,837 (▲ 186,334)	▲ 84,568 (▲ 75,071)	▲ 65,339 (▲ 56,803)	▲ 1,383,744 (▲ 318,208)
新型コロナウイルス 感染症緊急対応	—	▲ 306,754 [▲ 280,245]	▲ 274,455 [▲ 303,465]	▲ 581,209 [▲ 583,710]
一 般 会 計 計	▲ 1,233,837 (▲ 186,334)	▲ 391,322 (▲ 75,071) [▲ 280,245]	▲ 339,794 (▲ 56,803) [▲ 303,465]	▲ 1,964,953 (▲ 318,208) [▲ 583,710]

### 3 見直しの内容

#### (1) 主な事業・業務

##### ア 一般事業分

(単位：千円)

事業・業務名	内 容	【事業見直し分】 12月補正予算額
教職員旅費	各種研修の中止・オンライン実施等による旅費の減	▲29,651 (▲29,651)
学校業務改善推進事業	部活動指導員の任用実績減に伴う補助金の減	▲5,576 (▲2,788)

※ 表中のカッコ ( ) 書きは、一般財源の額。

##### イ 新型コロナウイルス感染症緊急対応分

(単位：千円)

事業・業務名	内 容	【事業見直し分】 12月補正予算額
学習保障に必要な人的体制強化事業	学習指導員及びスクール・サポート・スタッフの任用実績減に伴う報酬等の減	▲152,624 [▲108,007]
県立学校 I C T 環境整備事業	県立中学校及び特別支援学校の児童生徒用 P C 購入に係る初期設定費等の減	▲74,128 [▲74,128]

※ 表中のカッコ [ ] 書きは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額。

#### (2) その他全般的な見直し内容

##### ア 一般事業分

(単位：千円)

内 容	【事業見直し分】 12月補正要求額
各種事業・業務における会議や研修会等の休止や実施方法の見直しなどに伴う事務費の縮減 など	▲ 30,112 (▲ 24,364)

※ 表中のカッコ ( ) 書きは、一般財源の額。

##### イ 新型コロナウイルス感染症緊急対応分

(単位：千円)

内 容	【事業見直し分】 12月補正要求額
施設設備における執行額確定による事業費の減 など	▲ 47,703 [▲ 121,330]

※ 表中のカッコ [ ] 書きは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額。

### 4 今後の対応

継続する事業・業務についても、新型コロナウイルス感染による影響や社会経済情勢を踏まえつつ、引き続き、必要な見直し等を図っていく。

1 人事委員会勧告等に基づく改正

(1) 諸手当の改正

- ア 令和3年3月期の期末手当について、支給月数を0.05月分引下げ
- イ 令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当について、支給月数をそれぞれ0.025月分引下げるとともに、3月期の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ
- ウ 任期付研究員及び任期付職員に係る期末手当について、令和3年6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引下げ
- エ 獣医師の初任給調整手当について、支給限度額等の改正

(2) (1)に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給に係る規定を整備

- ・職員の給与に関する条例
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 特別職の期末手当の改正

令和3年度以降の6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引下げ

- ・特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

3 介護休暇制度の改正

仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備するため、要介護者の要介護状態が終了するまで、常勤職員の一週間当たりの勤務時間の2分の1の範囲で取得できる介護支援部分休暇を新設

- ・職員の退職手当に関する条例
- ・職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
- ・職員の育児休業等に関する条例

4 特殊勤務手当の改正

(1) 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当に係る規定を整備

(2) 児童福祉司等の特殊勤務手当に係る規定を整備

- ・職員の特殊勤務手当に関する条例

5 施行期日

- |     |                         |          |
|-----|-------------------------|----------|
| (1) | 1 (1)ア及び(2)並びに4 (1)について | 公布の日     |
| (2) | 4 (2)について               | 令和3年1月1日 |
| (3) | 1 (1)イからエ並びに2及び3について    | 令和3年4月1日 |

## 知事等の給与の特例に関する条例の一部改正について

### 1 要旨

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等の減額の特例措置を行うため、この条例案を提案する。

### 2 条例の内容

#### (1) 減額する期間

令和3年1月1日から令和3年6月30日まで（半年間）

#### (2) 減額内容

【給料月額】

(円)

区分	給料月額	減額率	減額後の額
知事	1,389,000	△12%	1,222,320
副知事	1,091,000	△10%	981,900
教育長	810,000		729,000
病院事業の管理者	933,000		839,700
人事委員会の常勤の委員	該当者なし		該当者なし
常勤の監査委員	760,000		684,000

※地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）を除く手当の額の算出の基礎となる給料の月額は減額前の額とする。

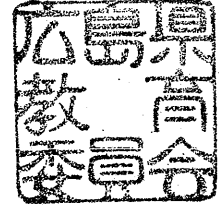
### 3 施行期日

令和3年1月1日から施行する。

令和2年12月4日

広島県知事様  
(財政課)

広島県教育委員会  
(総務課)



議案に対する意見聴取について (回答)

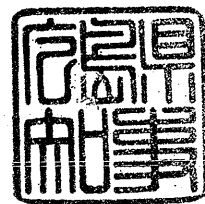
令和2年12月2日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。



令和2年12月2日

広島県教育委員会 様  
( 総務課 )

広島県知事  
( 財政課 )



議案に対する意見聴取について (依頼)

令和2年12月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 令和2年度教育委員会関係補正予算

令和 2 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括 (歳入)	款	補正前の額	補正額	正補	正額	計
9 国庫支出金		32,434,506	△	304,466		32,130,040
14 諸収入		808,973	△	4,829		804,144
歳入	合計	43,752,243	△	309,295		43,442,948

総括

2 歳 入							明 説
第 9 款 国庫支出金							
第 1 項 国庫負担金							
目	補正前の額	補 正 額	計	節 分		金 額	
				区	額		
5 教育費国庫負担金	22,532,299△	62,848	22,469,451	義務教育費負担金	△	62,848	
計	22,589,696△	62,848	22,526,848				
第 2 項 国庫補助金							
9 教育費国庫補助金	9,817,525△	238,858	9,578,667	教職員人事費補助金	△	4,043	
				教育指導費補助金	△	74,578	
				義務教育費補助金	△	64,102	
				高等学校費補助金	△	90,182	
				特別支援学校費補助金	△	2,467	
				社会教育総務費補助金	△	2,500	
				文化施設費補助金	△	986	
計	9,817,525△	238,858	9,578,667				
第 3 項 委託金							
8 教育費委託金	27,285△	2,760	24,525	教育指導費委託金	△	2,586	
				保健体育総務費委託金	△	174	
計	27,285△	2,760	24,525				

第14款 諸收入  
第7項 雜入

5 雜入	741,876△	4,829	737,047	保險料	△ 3,098
				雜収	△ 1,731
計	741,876△	4,829	737,047		

第14款 諸收入

第10款 教育費  
第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特定財源	一般財源		区分	金額		
					国支出金	県債				
1 教育委員会 費	38,782	△ 573	38,209	0	0	0	△ 573	3 職員手当等 4 共済費 9 旅費 14 使用料及び賃借料	△ 62 △ 11 △ 410 △ 90	1. 給与改定に伴う補正 △73 2. 委員会運営費 △500
2 事務局費	3,121, 119	△ 5,978	3,115, 141	0	0	0	△ 5,978	3 職員手当等 4 共済費	△ 5,056 △ 922	1. 給与改定に伴う補正 △5,978
3 教職員人事 費	51,585	△ 5,736	45,849	0	0	諸収入 △ 1,693	0	13 委託料 14 使用料及び賃借料	△ 2,214 △ 3,522	1. 教職員人事管理費 △5,736
4 教育指導費	2,353, 943	△90,237	2,263, 706	0	0	0	△13,073	1 報酬 3 職員手当等 8 報償費 9 旅費 11 需用費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 19 負担金、補助及び 交付金	△ 600 △ 100 △ 1,657 △ 6,772 △ 322 △75,085 △ 5,670 △ 31	1. 学校教育指導費 △7,886 2. 義務教育改革推進事業費 △3,320 3. 教育情報化推進事業費 △74,128 4. 国際化教育推進事業費 △4,296 5. 教育センター費 △607

第10款 教育費

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	明
				国支出金	特定財源		区分	金額		
					県債	その他				
6 福利厚生費	360,543	△ 1,957	358,586	0	0	0	△ 1,957	8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 19 負担金、補助及び交付金	△ 36 △ 1,068 △ 17 △ 157 △ 197 △ 108 △ 374	1. 教職員健康管理費 △ 1,957
計	5,925,972	△ 104,481	5,821,491	△ 81,207	0	△ 1,693	△ 21,581			
第 2 項 小学校費										
1 教職員費	56,374,086	△ 192,859	56,181,227	△ 88,308	0	諸収入 △ 153	△ 104,398	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 9 旅費	△ 39,944 △ 117,969 △ 20,799 △ 14,147	1. 給与改定に伴う補正 △ 132,776 2. 非常勤講師報酬等 △ 51,507 3. 教職員等旅費 △ 8,576
計	56,374,086	△ 192,859	56,181,227	△ 88,308	0	△ 153	△ 104,398			
第 3 項 中学校費										
1 教職員費	33,545,828	△ 92,919	33,452,909	△ 33,508	0	諸収入 △ 38	△ 59,373	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 9 旅費	△ 10,115 △ 64,567 △ 11,580 △ 6,657	1. 給与改定に伴う補正 △ 74,633 2. 非常勤講師報酬等 △ 12,786 3. 教職員等旅費 △ 5,500
第 10 款 教育費										

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国支出金	県債	その他	諸収入			
計	33,545,828	△92,919	33,452,909	0	△33,508	△38	△59,373			
第4項 高等学校費										
1 高等学校総務費	40,208,054	△184,536	40,023,518	0	△2,900	△96,386	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 報償費 9 旅費	△56,461 △80,594 △19,348 △35 △28,098	1. 給与改定に伴う補正 2. 非常勤講師報酬等 3. 教職員等旅費 4. 高等学校入学者学力検査費	△87,035 △88,150 △8,783 △568
2 高等学校管理費	12,295,724	△7,720	12,288,004	0	△4,932	△2,788	14 使用料及び賃借料 19 負担金、補助及び交付金	△38,335 30,615	1. 学校運営費 2. 学校改修整備費	30,615 △38,335
計	52,503,778	△192,256	52,311,522	0	△2,900	△99,174				
第5項 特別支援学校費										
1 特別支援学校校費	17,315,385	△39,309	17,276,076	0	△7	△31,701	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 9 旅費 19 負担金、補助及び交付金	△2,035 △27,547 △4,987 △5,093 353	1. 給与改定に伴う補正 2. 非常勤講師報酬等 3. 教職員等旅費 4. 学校運営費	△32,222 △2,827 △4,613 353
計	17,315,385	△39,309	17,276,076	0	△7	△31,701				
第7項 社会教育費										
第10款 教育費										

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説	明		
				特定財源		一般財源		区	分			金	額
				国支出金	県債	その他	一般財源						
1 社会教育総務費	820,652	△ 7,667	812,985	△ 2,500	0	諸収入 △ 38	△ 5,129	3 職員手当等	△ 1,623	1. 給与改定に伴う補正	△ 1,919		
								4 共済費	△ 296	2. 青少年教育費	△ 5,248		
								8 報償費	△ 54	3. 文化振興費	△ 500		
								9 旅費	△ 573				
								12 役務費	△ 2				
								15 工事請負費	△ 119				
								19 負担金、補助及び交付金	△ 5,000				
2 文化財保護費	170,719	△ 5,000	165,719	0	0	0	△ 5,000	19 負担金、補助及び交付金	△ 5,000	1. 文化財保存事業費補助金	△ 5,000		
3 文化施設費	360,152	△ 1,322	358,830	△ 986	0	0	△ 336	8 報償費	△ 94	1. 図書館費	△ 1,322		
								9 旅費	△ 219				
								13 委託料	△ 986				
								14 使用料及び賃借料	△ 23				
4 人権教育推進費	736	△ 121	615	0	0	0	△ 121	8 報償費	△ 28	1. 人権教育推進費	△ 121		
								9 旅費	△ 93				
計	1,352,259	△ 14,110	1,338,149	△ 3,486	0	38	△ 10,586						
第 8 項 保健体育費													
1 保健体育総務費	390,281	△ 1,952	388,329	△ 174	0	0	△ 1,778	8 報償費	△ 445	1. 学校保健体育費	△ 1,952		
第 10 款 教育費													



(単位：千円)

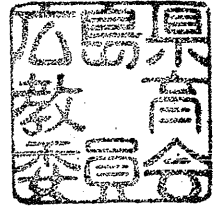
目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	果債				その他	
							9 旅費	△ 1,457		
							14 使用料及び賃借料	△ 24		
							18 備品購入費	△ 26		
計	406,672	△ 1,952	404,720	△ 174	0	0	△ 1,778			

第 10 款 教育費

令和2年12月4日

広島県知事 様  
(人事課)

広島県教育委員会  
(総務課)



議案に対する意見聴取について (回答)

令和2年12月4日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和2年12月4日

広島県教育委員会様

広島県知事  
(人事課)



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
  
- 2 議会への提出  
令和2年広島県議会12月定例会

県第 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年十二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の三十</u></p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の二十四</u></p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 <u>百分の十八</u></p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 <u>百分の九</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「<u>百分の三十</u>」とあるのは「<u>百分の二十</u>」と、「<u>百分の二十四</u>」とあるのは「<u>百分の十六</u>」と、「<u>百分の十八</u>」とあるのは「<u>百分の十二</u>」と、「<u>百分の九</u>」とあるのは「<u>百分の六</u>」と、同項第二号中「<u>百分の百十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と、「<u>百分の九十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の五十二・五</u>」と、「<u>百分の九十</u>」とあるのは「<u>百分の五十</u>」と、「<u>百分の七十四</u>」とあるのは「<u>百分の四十二</u>」と、「<u>百分の六十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の三十七・五</u>」と、「<u>百分の五十五・五</u>」とあるのは「<u>百分の三十一・五</u>」と、「<u>百分の三十三・七五</u>」とあるのは「<u>百分の十八・七五</u>」と、「<u>百分の二十七・七五</u>」とあるのは「<u>百分の十五・七五</u>」と、同項第三号中「<u>百分の百十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 <u>百分の三十五</u></p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 <u>百分の二十八</u></p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 <u>百分の二十一</u></p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 <u>百分の十・五</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「<u>百分の三十五</u>」とあるのは「<u>百分の三十</u>」と、「<u>百分の二十八</u>」とあるのは「<u>百分の十六</u>」と、「<u>百分の二十一</u>」とあるのは「<u>百分の十二</u>」と、「<u>百分の十・五</u>」とあるのは「<u>百分の六</u>」と、同項第二号中「<u>百分の百十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と、「<u>百分の九十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の五十二・五</u>」と、「<u>百分の九十</u>」とあるのは「<u>百分の五十</u>」と、「<u>百分の七十四</u>」とあるのは「<u>百分の四十二</u>」と、「<u>百分の六十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の三十七・五</u>」と、「<u>百分の五十五・五</u>」とあるのは「<u>百分の三十一・五</u>」と、「<u>百分の三十三・七五</u>」とあるのは「<u>百分の十八・七五</u>」と、「<u>百分の二十七・七五</u>」とあるのは「<u>百分の十五・七五</u>」と、同項第三号中「<u>百分の百十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の六十二・五</u>」と</p>

「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十四」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十五・五」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七・七五」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

4―6 (略)

」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十四」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十五・五」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七・七五」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

4―6 (略)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の三十五</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の二十八</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の二十一</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の十・五</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百十(人事委員会規則で定める管理又は監督</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第九条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号及び第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 一万円</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の三十三</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の二十四</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の十八</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の九</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百十(人事委員会規則で定める管理又は</p>

の地位にある職員（以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の九十

ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合、百分の八十八（特定幹部職員にあつては、百分の七十二）

ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合、百分の六十六（特定幹部職員にあつては、百分の五十四）

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合、百分の三十三（特定幹部職員にあつては、百分の二十七）

三（略）

イ 在職期間が六箇月の場合、百分の百十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合、百分の八十八（特定幹部職員にあつては、百分の七十二）

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合、百分の六十六（特定幹部職員にあつては、百分の五十四）

ニ 在職期間が三箇月未満の場合、百分の三十三（特定幹部職員にあつては、百分の二十七）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十一・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

は監督の地位にある職員（以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の九十二・五

ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合、百分の九十（特定幹部職員にあつては、百分の七十四）

ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合、百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五・五）

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合、百分の三十三・七五（特定幹部職員にあつては、百分の二十七・七五）

三（略）

イ 在職期間が六箇月の場合、百分の百十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合、百分の九十（特定幹部職員にあつては、百分の七十四）

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合、百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五・五）

ニ 在職期間が三箇月未満の場合、百分の三十三・七五（特定幹部職員にあつては、百分の二十七・七五）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十四」とあるのは「百分の十六」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十二」と、「百分の九」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十四」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十五・五」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七・七五」とあるのは「百分の十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十四」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十五・五」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七・七五」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十一」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十一」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるの</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるの</p>

は「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

は「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百三十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百三十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「</p>



「百五十」と「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とする。

「百分の百五十二・五」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員」とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 <u>令和二年度においては、第六条第一項の規定にかかわらず、任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、令和二年四月一日において施行されていた給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>一 <u>日額による支給の場合、基礎報酬日額に算定期間(期末手当基準日(三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。第九条第二項において同じ。))以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間をいう。以下同じ。)</u>におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>二 <u>月額による支給の場合、基礎報酬月額</u></p> <p>三 <u>時間額による支給の場合、基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</u></p>	<p>附 則</p> <p>1-3 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第十六条の規定による第二号介護休暇(勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七条第四項において同じ。))の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。)、勤務時間等条例第十六条の規定による介護支援部分休暇(勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇をいう。第七条第四項において同じ。))の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月(以下これらを「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第十六条の規定による第二号介護休暇(同条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。第七条第四項において同じ。))の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。))又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月(以下これらを「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額を合計した額とする。</p>

位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一一九（略）

2-5（略）

（勤続期間の計算）

第七条（略）

2:3（略）

4 前三項の規定による在職期間のうち、休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をした期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその勤務しなかつた期間の二分の一に相当する月数とし、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をした期間又は第二号介護休暇を受けた期間についてはその月数（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）とする。）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

5-8（略）

一一九（略）

2-5（略）

（勤続期間の計算）

第七条（略）

2:3（略）

4 前三項の規定による在職期間のうち、休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をした期間についてはその月数の三分の一に相当する月数とし、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間についてはその勤務しなかつた期間の二分の一に相当する月数とし、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をした期間又は第二号介護休暇を受けた期間についてはその月数（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）とする。）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

5-8（略）

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第八条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（部分休業の承認）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 勤務時間等条例第十四条の二第二項に規定する介護時間、勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇若しくは勤務時間等条例第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は</p>	<p style="text-align: center;">（部分休業の承認）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 勤務時間等条例第十四条の二第二項に規定する介護時間若しくは勤務時間等条例第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員に対する部分休業の承認については、</p>

人事委員会規則で定める職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 (略)

一日につき二時間から当該介護時間及び子育て支援部分休暇の期間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 (略)

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇の種類)            第十一条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇とする。</p>	<p>(休暇の種類)            第十一条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て支援部分休暇とする。</p>
<p>(介護時間)            第十四条之二 (略)</p>	<p>(介護時間)            第十四条之二 (略)</p>
<p>2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、次条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員、第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあつては、二時間から当該部分休業、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。</p>	<p>2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、次条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあつては、二時間から当該部分休業及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(介護支援部分休暇)            第十四条之三 介護支援部分休暇は、職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）第三条若しくは第三条、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）第三条、育児休業法第六条第二項第一号若しくは第十八条第一項、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第九条第一項又は大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第四条</p>	<p>(介護支援部分休暇)            第十四条之三 介護支援部分休暇は、職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）第三条若しくは第三条、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）第三条、育児休業法第六条第二項第一号若しくは第十八条第一項、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第九条第一項又は大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第四条</p>

第一項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。)が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護支援部分休暇の期間は、任命権者が定める時間を単位として、第二條第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一(育児休業法第十九條第一項の規定により部分休業を承認されている職員、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二條第一項の規定により高齢者部分休業を承認されている職員、第一号介護休暇を承認されている職員、前條第一項に規定する介護時間を承認されている職員、次條第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあつては、第二條第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から当該部分休業、高齢者部分休業、第一号介護休暇、介護時間及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 育短短時間勤務職員については、前項中「第二條第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一(育児休業法第十九條第一項の規定により部分休業を承認されている職員」とあるのは「第二條第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同條第二項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間(と」「次條第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は」とあるのは「又は」と「第二條第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から当該部分休業、高齢者部分休業」とあるのは「第二條第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同條第二項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間から当該高齢者部分休業」と、「介護時間及び子育て支援部分休暇」とあるのは「及び介護時間」と読み替えるものとする。

4 再任用短時間勤務職員については、第二項中「第二條第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一(とあるのは「第二條第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間と同條第三項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間(と」「職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二條第一項の規定により

高齢者部分休業を承認されている職員、第一号介護休暇」とあるのは「第一号介護休暇」と、「第二条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から当該部分休業、高齢者部分休業」とあるのは「第二条第二項に規定する一週間当たりの勤務時間の二分の一から同項に規定する一週間当たりの勤務時間」と同条第三項の規定により任命権者が定めた一週間当たりの勤務時間との差に相当する時間を減じた時間から当該部分休業」と読み替えるものとする。

5) 第十四条第五項の規定は、介護支援部分休暇について準用する。

(子育て支援部分休暇)

第十五条 (略)

2 子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通して二時間(育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、第十四条の二第一項に規定する介護時間を承認されている職員、前条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあつては、一時間から当該部分休業、介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(特別休暇等の承認)

第十六条 特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(子育て支援部分休暇)

第十五条 (略)

2 子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通して二時間(育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、前条第一項に規定する介護時間を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあつては、一時間から当該部分休業及び介護時間の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(特別休暇等の承認)

第十六条 特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び子育て支援部分休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第十条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(防疫等作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防疫等作業に従事する職員が、家畜伝染病が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは野生動物又は家畜伝染病</p>	<p>(防疫等作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防疫等作業に従事する職員が、家畜伝染病が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病原体を有する家畜又は家畜伝染病の病原体を有する</p>

の病原体を有する疑いのある家畜若しくは野生動物に対する防疫作業に従事したとき。

2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。ただし、同項第二号に規定する防疫作業のうち、人事委員会規則で定める防疫作業に従事した場合にあつては、当該防疫作業に従事した日一日につき三百八十円（著しく危険であると人事委員会が認める防疫作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）とする。

疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき。

2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。ただし、同項第二号に規定する防疫作業のうち、口蹄疫その他の人事委員会規則で定める家畜伝染病に係るものに従事した場合にあつては、当該防疫作業に従事した日一日につき三百八十円（著しく危険であると人事委員会が認める防疫作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）とする。

第十一条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(併給禁止)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>防疫等作業従事職員の特殊勤務手当            社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当            警察職員の特殊勤務手当（人事委員会の定める種類の作業に従事したときに支給されるものを除く。）            放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当            有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当            衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当            家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当            公害防止業務従事職員の特殊勤務手当            広島学園勤務職員の特殊勤務手当            特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当            麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当</p> <p>4—7 (略)</p>	<p>(併給禁止)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>防疫等作業従事職員の特殊勤務手当            警察職員の特殊勤務手当（人事委員会の定める種類の作業に従事したときに支給されるものを除く。）            放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当            有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当            衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当            家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当            公害防止業務従事職員の特殊勤務手当            広島学園勤務職員の特殊勤務手当            特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当            麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当</p> <p>4—7 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条の規定 令和三年一月一日

二 第二条から第五条までの規定及び第七条から第九条までの規定 令和三年四月一日

(人事委員会規則への委任)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

人事委員会の令和二年十一月十二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の理由

人事委員会の令和二年十一月十二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 諸手当の改定

(1) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

ア 令和二年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
職員	三月	一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五

イ 令和三年度以降の支給割合

区 分	支給月	改 正 案	現 行
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の一一〇	一〇〇分の一二・五
	二月	一〇〇分の一一〇	一〇〇分の一二・五
	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇
特定幹部職員	六月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九二・五
	二月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九二・五
	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇

(2) 初任給調整手当

獣医師の初任給調整手当の支給期間及び限度額を次のとおり改定する。

区 分	改 正 案	現 行
支給期間	採用から十五年以内	採用から五年以内
限度額	三〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

(3) 特殊勤務手当の支給範囲の見直し

ア 防疫等作業従事職員が野生動物に対し行う防疫作業を支給対象とする。

イ 給料の調整額を受ける社会福祉業務等従事職員を支給対象から除外する。

(一) 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の特例

(一)の改正に伴い、令和二年度における短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の

支給に係る規定を整備する。

2 任期付研究員の給与改定

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
任期付研究員	六月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五
	一二月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五

3 特定任期付職員の給与改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	六月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五
	一二月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特別職の職員等	六月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五
	一二月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五二・五

5 介護休暇制度の改正等

介護支援部分休暇を新設するとともに、必要な規定の整備を行う。

三 施行期日

- 1 二一(一)ア及び(三)ア並びに二一(二)の改正 公布の日
- 2 二一(三)イの改正 令和三年一月一日
- 3 1及び2以外の改正 令和三年四月一日

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百三条

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、

議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、くき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 2 地方公務員法

### 第二十四條

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

## 3 地方公営企業法

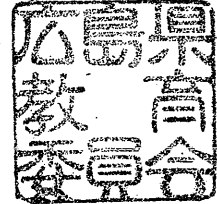
第三十八條 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

令和2年12月4日

広島県知事様  
(人事課)

広島県教育委員会  
(総務課)



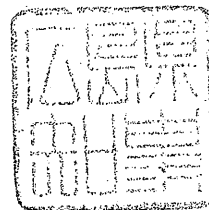
議案に対する意見聴取について (回答)

令和2年12月4日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和2年12月 4日

広島県教育委員会 様

広島県知事  
(人事課)



知事等の給与の特例に関する条例案等に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

2 議会への提出

令和2年広島県議会12月定例会

県第 号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年十二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（令和二年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、<u>令和三年一月一日から令和三年六月三十日までの間</u>（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、<u>令和二年六月一日から令和二年十一月三十日までの間</u>（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>312 特例期間における知事の期末手当については、<u>特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、支給しない。</u></p>

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(提案理由)

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

## 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

### 一 改正の理由

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な改正を行う。

### 二 改正の内容

1 次の知事等に支給する給料の月額を、次の割合に相当する額を減じた額とする。

区 分	割 合
一 知事	一〇〇分の二二
二 副知事	一〇〇分の一〇
三 教育長	
四 病院事業の管理者	
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員	

2 特例措置の期間は、令和三年一月一日から令和三年六月三十日までとする。

### 三 施行期日

令和三年一月一日

### 四 根拠法令

地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣



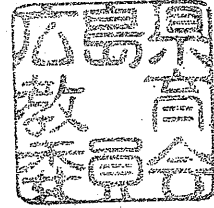
手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならぬ。

令和2年11月27日

広島県知事様

広島県教育委員会



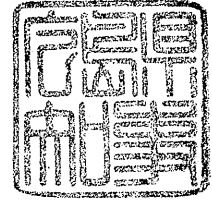
議案に対する意見聴取について（回答）

令和2年11月16日付けで意見を求められたことについては、同意します。

令和2年11月16日

広島県教育委員会 様

広島県知事



高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金に係る  
権利を放棄することについて（照会）

別紙のとおり権利を放棄することについて、地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を  
求めます。

県第 号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成五年度	一五、八一八円
	平成六年度	一七、二五六円
	平成七年度	一五、八一八円
	平成二二年度	七、三三六円
	平成二三年度	九、一七〇円
	平成二四年度	九、一七〇円
	平成二五年度	一、八三四円
	平成二六年度	三、六六八円
	平成二七年度	二二、〇〇八円
	平成二八年度	二二、〇〇八円
	平成二九年度	二二、〇〇八円
	平成三〇年度	二二、〇〇八円
	平成三一年度	一〇、九二四円
母子福祉資金貸付違約金	昭和六三年度	一九、六〇〇円
	平成元年度	一八、一〇〇円
	平成二年度	二〇、七〇〇円
	平成三年度	一八、六〇〇円
生活保護費戻入金及び返還金	平成一五年度	二二、九五〇円
	平成一六年度	四八一、七〇六円

障害者住宅整備資金貸付元利金	昭和六二年度	一〇、三〇〇円
	昭和六三年度	三四、一〇〇円
	平成元年度	二〇〇、四〇五円
	平成二年度	三三六、六二〇円
	平成三年度	二六五、二七五円
	平成四年度	二八一、五〇〇円
	平成五年度	二四三、九〇〇円
	平成六年度	二七二、八五〇円
	平成七年度	二七八、六四〇円
	平成八年度	三三八、九〇〇円
	平成九年度	二七八、六四〇円
	平成一〇年度	二二七、六六五円
	平成一一年度	三四、七四〇円
	平成一二年度	二、八九五円
障害者住宅整備資金貸付違約金	昭和六二年度	三、〇〇〇円
	昭和六三年度	一、一〇〇円
	平成二年度	一三、三〇〇円
	平成一〇年度	八、九二五円
	平成一二年度	一八、一〇〇円
	平成一三年度	三七、八〇〇円
	平成一四年度	四一、三〇〇円
	平成一五年度	三一、二〇〇円
	平成二二年度	三〇九七、九〇〇円
廿日市ボートパーク仮桟橋及び暫定桟橋使用料	平成一六年度	一三二、〇〇〇円
	平成一七年度	六六、〇〇〇円
	平成一八年度	六六、〇〇〇円
	平成一九年度	三三、〇〇〇円
県営住宅使用料	平成七年度	一九七、六〇〇円
	平成八年度	七四、四〇〇円
	平成一〇年度	五一、八〇〇円
	平成一一年度	一四二、六〇〇円

県立病院使用料及び手数料	平成二二年度	三八五、九〇五円
	平成二三年度	九六九、九四九円
	平成二四年度	一、二八四、四二七円
	平成二五年度	一、八四〇、六〇一円
	平成二六年度	一、八五九、六〇〇円
	平成二七年度	五四七、七〇〇円
	平成二四年度	五九六、九七〇円
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付元金	平成二七年度	九、八五〇円
	平成一九年度	三一、一五〇円
	平成二〇年度	二五〇円
	平成二二年度	一〇三、三八〇円
	平成三三年度	三四八、二九〇円
	平成二四年度	七二、五九〇円
	平成二七年度	四三五、七二〇円
業務委託契約の解除に伴う違約金 等	平成一三年度	四一四、〇〇〇円
	平成一四年度	二四三、〇〇〇円
		一三二、九〇〇円

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

(県第 号議案)

権利の放棄について

こども家庭課  
 社会援護課  
 障害者支援課  
 港湾振興課  
 住宅課  
 病院事業局  
 教育委員会  
 警察本部

一 提案の要旨

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権について、権利を放棄する。

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成五年度	一五、八一八円
	平成六年度	一七、二五六円
	平成七年度	一五、八一八円
	平成二二年度	七、三三六円
	平成二三年度	九、一七〇円
	平成二四年度	九、一七〇円
	平成二五年度	一、八三四円
	平成二六年度	三、六六八円
	平成二七年度	二二、〇〇八円
	平成二八年度	二二、〇〇八円
	平成二九年度	二二、〇〇八円
	平成三〇年度	二二、〇〇八円
	平成三一年度	一〇、九三四円
母子福祉資金貸付違約金	昭和六三年度	一九、六〇〇円
	平成元年度	一八、一〇〇円
	平成二年度	二〇、七〇〇円
	平成三年度	一八、六〇〇円



生活保護費戻入金及び返還金	平成一五年度	一一一、九五〇円
	平成一六年度	四八一、七〇六円
障害者住宅整備貸付元利金	昭和六二年度	一〇、三〇〇円
	昭和六三年度	三四、一〇〇円
	平成元年度	二〇〇、四〇五円
	平成二年度	三三六、六二〇円
	平成三年度	二六五、二七五円
	平成四年度	二八一、五〇〇円
	平成五年度	二四三、九〇〇円
	平成六年度	二七二、八五〇円
	平成七年度	二七八、六四〇円
	平成八年度	二三八、九〇〇円
	平成九年度	二七八、六四〇円
	平成一〇年度	二二七、六六五円
	平成一一年度	三四、七四〇円
	平成一二年度	二、八九五円
障害者住宅整備資金貸付違約金	昭和六二年度	三、〇〇〇円
	昭和六三年度	一、一〇〇円
	平成二年度	一三、三〇〇円
	平成一〇年度	八、九二五円
	平成一二年度	一八、一〇〇円
	平成一三年度	三七、八〇〇円
	平成一四年度	四一、二〇〇円
	平成一五年度	三一、二〇〇円
	平成二三年度	三〇九七、九〇〇円
廿日市ホトトギス仮橋及び暫定橋使用料	平成一六年度	一三三、〇〇〇円
	平成一七年度	六六、〇〇〇円
	平成一八年度	六六、〇〇〇円
	平成一九年度	三三、〇〇〇円
県営住宅使用料	平成七年度	一九七、六〇〇円
	平成八年度	七四、四〇〇円

	平成一〇年度	五二、八〇〇円
	平成一一年度	一四二、六〇〇円
	平成一二年度	三八五、九〇五円
	平成一三年度	九六九、九四九円
	平成一四年度	一、二八四、四一七円
	平成一五年度	一、八四〇、六一円
	平成一六年度	一、八五九、六〇〇円
	平成一七年度	五四七、七〇〇円
県立病院使用料及び手数料	平成一四年度	五九六、九七〇円
	平成一七年度	九、八五〇円
	平成一九年度	三一、一五〇円
	平成二〇年度	二五〇円
	平成三三年度	一〇三、三八〇円
	平成三三年度	三四八、二九〇円
	平成三四年度	七二、五九〇円
	平成二七年度	四三五、七二〇円
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付元金	平成一三年度	四一四、〇〇〇円
	平成一四年度	二四三、〇〇〇円
業務委託契約の解除に伴う違約金 等		一三二、九〇〇円

### 三 根拠法令

#### 地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

